

基本施策2 放課後対策の総合的な推進

※下線部が変更箇所

これまでの取組と成果

- ◎ 「放課後児童クラブ」は、保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校などに通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、女性の就労の増加や少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策として重要な役割を担っています。
- ◎ 本市では放課後児童クラブを利用する児童が年々増え続けており、公設クラブの施設整備や運営を行うとともに、民設クラブの運営助成を行い、待機児童を出さないよう受入れ、地域の子どもたちを地域で見守る体制を整えてきました。
- ◎ 放課後児童クラブの運営は、社会福祉法人、NPO法人、学校法人、保護者会、生活協同組合、株式会社など多様な団体が行っており、さらに、平成26年度から、モデルとして、3つの地域コミュニティ協議会が放課後児童クラブの運営を開始しました。
- ◎ 子どもふれあいスクール（※注）事業においては、地域の協力を得て実施校を増やし、放課後などの子どもの居場所づくりを進めました。

○放課後児童クラブ施設数、在籍児童数…

H21：107施設、5,941人 ⇒ H26：128施設、7,375人

○子どもふれあいスクール実施小学校数… H21：42校 ⇒ H26：67校

※注 新潟市では、放課後子供教室を「子どもふれあいスクール」と呼んでいます。

放課後児童クラブの施設整備状況の推移

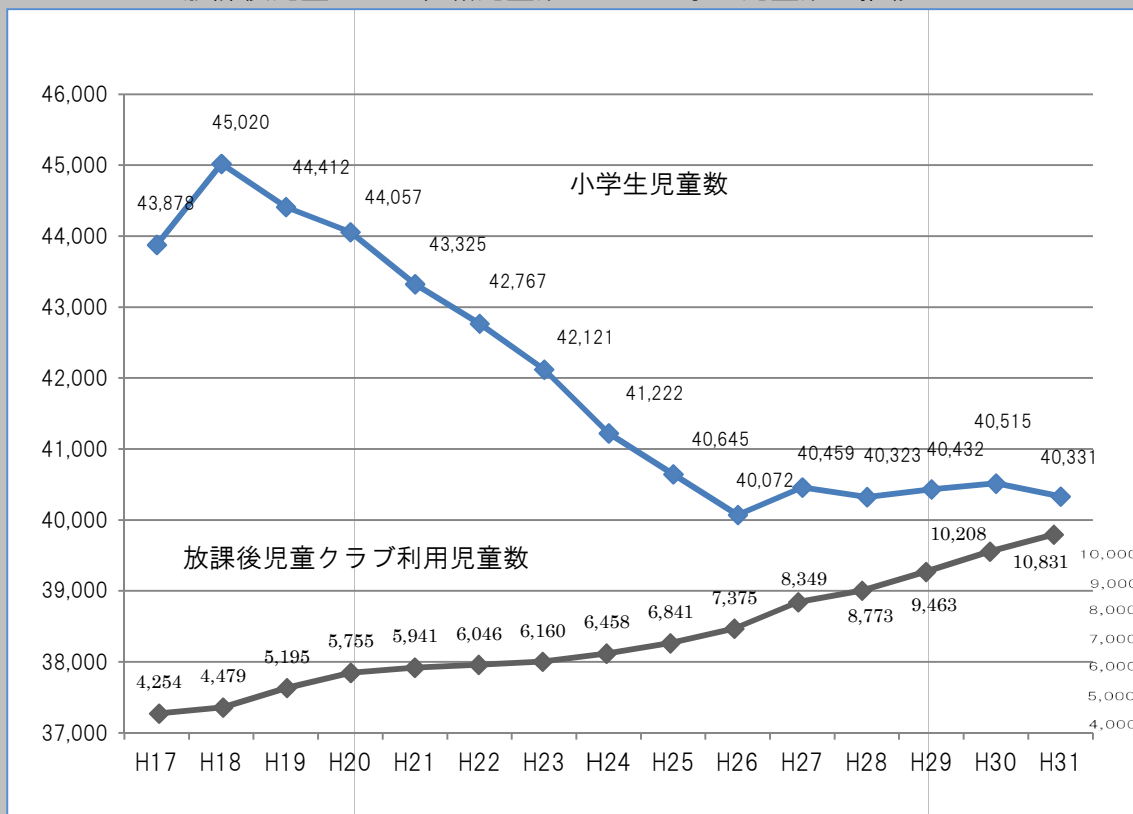
設置場所	H21	H22	H23	H24	H25	H26
小学校空き教室等	17	19	20	24	25	25
小学校敷地内専用施設等	30	33	34	34	36	39
公的施設内専用施設	11	12	12	12	13	13
市有地内専用施設等	21	21	21	20	18	18
借地内専用施設等	11	12	12	12	12	12
児童館・児童センター内	3	3	3	3	3	3
保育園	5	5	5	6	7	7
幼稚園	5	5	7	6	6	6
空き店舗等	1	2	2	2	2	2
借家	1	1	1	1	1	1
町内会館等	1	1	1	0	0	0
高齢者施設等	1	1	1	1	1	2
計	107	115	119	121	124	128

## 現状と課題

- ◎ 児童福祉法の改正により、全小学生が放課後児童健全育成事業の対象となるとともに、設備および運営の基準について、条例で規定することが義務付けられました。
- ◎ 「新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」が、平成26年10月7日に制定され、平成27年4月1日を施行予定としています。  
本市の公設、民設全ての放課後児童クラブが、この条例の基準を満たし、常に最低基準を超え、設備および運営を向上させていくための体制を整えていく必要があります。
- ◎ 小学生児童数は年々減少し、今後も伸び悩むと推測される一方で、子どもたちが放課後を安心、安全に過ごせる場として、放課後児童クラブに対するニーズは、今後も増えることが見込まれており、子どもふれあいスクールの整備や放課後児童クラブと子どもふれあいスクールの一体型（※注）を含む、総合的な放課後対策が必要とされています。

※注 放課後児童クラブと子どもふれあいスクールの一体型とは、同一の小中学校内等の活動場所において、子どもふれあいスクール開催時に共通のプログラムに両事業の児童が参加できるものをいいます。（子どもふれあいスクールは毎日開催でなくともよい。）

放課後児童クラブ在籍児童数および小学生児童数の推移



資料：新潟市作成

H27以降は推計値

## 子ども・子育て会議などでの意見

- ◇ 生活するスペースや静養するスペースをきちんと確保しとあげないと、子どもたちが安心して過ごせる場所や、魅力がある場所にならない。
- ◇ 高学年受け入れに際し、人数のあふれているクラブの施設整備について、早めに着手すべきである。子どもたちの放課後の居場所確保には、地域の協力と理解も必要である。
- ◇ 子どもふれあいスクールや児童館など、地域の子が使える社会資源を生かし、各々が機能を果たしたうえで、連携していくべきである。
- ◇ 地域の子どもを地域で育てる仕組みが必要。地域も真剣になって子どもたちの放課後のことを考えていかなければならない時代になってきている。
- ◇ 子どもたちが放課後の環境条件の中でいかに育っていくかに焦点を当て、子どもの育ちをどのように図っていくかという観点で、新潟市の放課後児童クラブの条例の基準を定めることが必要と考える。
- ◇ 子どもと保護者の家庭での関係が、愛情でしっかりと結ばれたうえで、地域や学校での生活が成り立つ。保護者の全てのニーズを満たすことが必ずしも良いこととは言えない。

## 取り組みの方向性

- ◎ 放課後児童健全育成事業者に対し、研修や情報交換会を行い、公設・民設を含めた本市の放課後児童クラブ全体が、条例の基準を満たし、常に最低基準を超え、設備および運営を向上させるよう図っていきます。
- ◎ 小学校6年生までを受け入れ対象とし、必要な量の見込みを確保するため、学校施設などを活用しながら、施設整備を行っていきます。
- ◎ 子どもふれあいスクールや小学校、地域コミュニティ協議会をはじめとした地域などとの連携を進めることなどで、子どもたちに安心安全な生活の場を提供するだけでなく、活動の幅を広げ、多様な体験、活動を行うことができる事業となるよう取り組みます。

## 成果指標

放課後児童健全育成事業を利用する児童数

平成26年度(5月1日現在)  
7,375人

平成31年度(見込み)  
10,831人

子どもふれあいスクールの週当たりの平均開催日数

平成26年度(9月1日現在)  
1.93回

平成31年度(見込み)  
2.5回

※追加

子どもふれあいスクールと放課後児童クラブとの一体型実施カ所数

平成26年度(5月1日現在)  
1カ所

平成31年度(見込み)  
20カ所

## 1 放課後児童クラブ全体の質の向上

### (1) 「新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」に定める基準に沿った運営

#### ① 職員

支援の単位（おおむね児童 40 人以下）ごとに放課後児童支援員資格をもつ職員を 2 人以上配置する必要があります。

このことを基本としながら、うち 1 人を補助員に代えることができるという規定もありますが、本市では、人材育成を図る観点から、補助員であっても、「放課後児童健全育成事業に従事した日から 3 年以内に放課後児童支援員となることが見込まれるもの」としています。

#### ② 施設・設備

遊びおよび生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を児童 1 人につきおおむね 1.65 m<sup>2</sup>以上確保する必要があります。（専ら事務の用に供する部分、便所その他これらに類するものを除きます。）

5 年間の経過措置期間内に、施設整備を進めていきます。

### (2) 放課後児童健全育成事業者への研修と情報共有

平成 26 年度から、本市の放課後児童健全育成事業者および従事している職員を対象に研修や情報交換会を実施しており、新制度における運営について、「新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」の内容を中心に情報共有を行い、各クラブの状況などを話し合う機会を設けています。

市全体の放課後児童健全育成事業の質の向上を図るために、今後も公設・民設の事業者・職員への研修実施と情報共有に努めていきます。

## 2 放課後児童クラブの整備

### (1) 必要な量の見込みと確保方策

児童福祉法の改正に合わせ、放課後児童クラブは、小学 6 年生までが対象となります。

本市ではニーズ調査結果および調査時点で 5 歳児だった小学 1 年生の平成 26 年 4 月の放課後児童クラブの利用状況を反映して算出した、今後 5 年間の必要な量の見込みを確保するため、学校施設などを活用しながら、放課後児童クラブの整備を行っていきます。

## 必要な量の見込

放課後児童健全育成事業		H26.5.1実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
全市	低学年	児童数予測	19,777	20,115	20,147	20,272	20,247	20,031
		量の見込み	7,100	7,576	7,764	7,802	7,800	7,700
		需要率	35.9%	37.7%	38.5%	38.5%	38.5%	38.4%
	高学年	児童数予測	20,295	20,344	20,176	20,160	20,268	20,300
		量の見込み	275	773	1,009	1,661	2,408	3,131
		需要率	1.4%	3.8%	5.0%	8.2%	11.9%	15.4%
北区	低学年	児童数予測	1,976	2,003	1,996	1,962	1,951	1,935
		量の見込み	676	787	786	771	769	760
		需要率	34.2%	39.3%	39.4%	39.3%	39.4%	39.3%
	高学年	児童数予測	2,003	2,007	1,977	2,028	2,012	2,005
		量の見込み	3	65	86	170	245	318
		需要率	0.1%	3.2%	4.4%	8.4%	12.2%	15.9%
東区	低学年	児童数予測	3,450	3,492	3,408	3,452	3,450	3,359
		量の見込み	1,255	1,286	1,279	1,296	1,294	1,258
		需要率	36.4%	36.8%	37.5%	37.5%	37.5%	37.5%
	高学年	児童数予測	3,442	3,500	3,567	3,538	3,501	3,417
		量の見込み	37	123	167	281	395	510
		需要率	1.1%	3.5%	4.7%	7.9%	11.3%	14.9%
中央区	低学年	児童数予測	4,100	4,171	4,249	4,301	4,377	4,375
		量の見込み	1,456	1,502	1,486	1,510	1,533	1,533
		需要率	35.5%	36.0%	35.0%	35.1%	35.0%	35.0%
	高学年	児童数予測	4,085	4,145	4,159	4,179	4,216	4,294
		量の見込み	29	154	218	346	474	610
		需要率	0.7%	3.7%	5.2%	8.3%	11.2%	14.2%
江南区	低学年	児童数予測	1,913	1,934	1,961	1,957	1,928	1,926
		量の見込み	811	866	911	906	894	895
		需要率	42.4%	44.8%	46.5%	46.3%	46.4%	46.5%
	高学年	児童数予測	1,878	1,963	1,932	1,938	1,931	1,957
		量の見込み	23	67	94	179	273	362
		需要率	1.2%	3.4%	4.9%	9.2%	14.1%	18.5%
秋葉区	低学年	児童数予測	2,054	2,041	2,034	2,030	2,016	1,996
		量の見込み	654	623	665	663	659	650
		需要率	31.8%	30.5%	32.7%	32.7%	32.7%	32.6%
	高学年	児童数予測	2,141	2,095	2,065	2,067	2,080	2,073
		量の見込み	135	147	145	144	217	277
		需要率	6.3%	7.0%	7.0%	6.9%	10.4%	13.4%
南区	低学年	児童数予測	1,051	1,070	1,063	1,091	1,072	1,077
		量の見込み	341	350	346	353	347	349
		需要率	32.4%	32.7%	32.5%	32.4%	32.4%	32.4%
	高学年	児童数予測	1,133	1,119	1,097	1,063	1,076	1,069
		量の見込み	10	32	44	73	106	138
		需要率	0.9%	2.9%	4.0%	6.9%	9.9%	12.9%
西区	低学年	児童数予測	3,918	4,113	4,164	4,179	4,179	4,115
		量の見込み	1,428	1,746	1,880	1,882	1,891	1,853
		需要率	36.4%	42.5%	45.1%	45.0%	45.3%	45.0%
	高学年	児童数予測	4,135	4,064	3,988	4,012	4,159	4,211
		量の見込み	15	140	195	375	571	753
		需要率	0.4%	3.4%	4.9%	9.3%	13.7%	17.9%
西蒲区	低学年	児童数予測	1,315	1,291	1,272	1,300	1,274	1,248
		量の見込み	479	416	411	421	413	402
		需要率	36.4%	32.2%	32.3%	32.4%	32.4%	32.2%
	高学年	児童数予測	1,478	1,451	1,391	1,315	1,293	1,274
		量の見込み	23	45	60	93	127	163
		需要率	1.6%	3.1%	4.3%	7.1%	9.8%	12.8%

### 3 子どもふれあいスクールや小学校、地域などとの連携

#### (1) 子どもふれあいスクールの整備

新たに実施を希望する小学校区を調査、把握し、実施に向けて取り組むとともに、現在実施しているふれあいスクールについても、事業内容のさらなる充実を図り、平成31年度までに開催日数の平均を週2.5回とすることを目指していきます。

#### (2) 連携の推進

新潟市放課後子どもプラン推進委員会を設置しており、本市の放課後対策事業実施方法のあり方について検討しています。

また、放課後児童クラブと子どもふれあいスクールの所管課や関係者が集い、各小学校の実情に合わせた両者の連携や一体型の実施について、具体的に意見交換を行い、平成31年度までに、20カ所の一体型の実施を目指していきます。

全ての就学児童が放課後を安心、安全に過ごし、多様な体験、活動ができるよう、子どもふれあいスクールや小学校、地域コミュニティ協議会をはじめとした地域などと連携しながら、総合的な放課後対策について取り組んでいきます。

#### (3) 共通理解

平成25年度から、子どもふれあいスクール事業研修会へ放課後児童クラブ職員が参加するなど、子どもふれあいスクール運営主任、スタッフおよび放課後児童クラブ職員、両者の共通理解を図る取り組みを行っています。今後も継続して行っていきます。

## コラム

### 新潟市の放課後児童クラブの歴史

本市の放課後児童クラブは、昭和41年9月、鏡淵、入舟、桃山、木戸の4施設で、父母会または運営委員会が有償ボランティアを指導員とし、地域の子どもたちを地域で見守るような形で、運営をスタートさせました。

運営主体はそれぞれ違っていました。当初から「ひまわりクラブ」という名称が使われており、平成5年に公設化されました。

核家族化の進行と女性の社会進出を背景に需要は高まり続け、平成26年10月現在、公設のひまわりクラブは80クラブ104施設に、民設の放課後児童クラブは26クラブに増えました。

運営は、社会福祉法人やNPO法人、学校法人、保護者会、生活協同組合、株式会社、地域コミュニティ協議会など多様な団体が行っています。

民設の放課後児童クラブは、ひまわりクラブの大規模化の解消や、ひまわりクラブ未設置小学校区での開設など本市の放課後児童健全育成事業において、重要な役割を担っています。